

賛助会員規約

第1条（目的）

この規約は、一般社団法人東京都民間保育協会（以下「協会」という）の賛助会員について必要な事項を定め、協会の事業活動の推進に資することを目的とする。

第2条（資格）

賛助会員は、協会の主旨に賛同し、協会の活動の円滑な実施に協力しようとする者とする。

第3条（加入）

賛助会員たる資格を有する者は、協会理事会の承認を得て、年会費を納めたものとする。

但し、正会員の属する民間保育園（公設民営を含む）の職員は、正会員が加入の承認を得た段階で自動的に賛助会員（第2号賛助会員）となるものとする。

第2号賛助会員を除く賛助会員の入会時の年会費は、四半期に分けて、入会日を基準として徴収するものとする。

第4条（契約企業）

契約企業とは、当協会と販売手数料契約をした者で、契約企業として提携する場合には、原則として事前に賛助会員にならなければならない。また契約企業は原則として一業種一社とする。

第5条（会費）

賛助会員は、以下の年会費（4月から3月）を納入するものとする。納入された賛助金を会員へ返還する義務を負わないものとする。

賛助会員の種類及び会費は以下の通りとする。

1) 1号賛助会員

正会員であった者が退職、及び分園等が賛助会員となった場合、年額5千円とし、1口以上を負担する。

2) 2号賛助会員

正会員の属する民間保育園（公設民営を含む）の職員の会費は、正会員会費に含まれているものとする。

3) 3号賛助会員

社会福祉施設を経営する非営利法人が賛助会員となった場合、年額3万円とし、1口以上を負担する。

4) 4号賛助会員

保育士等の養成校に関わる賛助会員の場合は、年額3万6千円とし、1口以上負担する。

尚、協力養成校となっている養成校については、自動的に4号賛助会員になるものとする。

5) 5号賛助会員

その他の賛助会員の場合、年額5万円とし、1口以上負担する。

6) 特別賛助会員

特別賛助会員とは、5号賛助会員で、かつ契約企業の者とし、年額10万円を1口以上負担する。

特別賛助会員は当該年度において、原則として一業種一社とし、申し出の際に、販売品及び業態が同じとみなされる特別賛助会員が既にいる場合は、特別賛助会員となれないものとする。

ただし、年度更新時に理事会において、見直しすることが出来る。

尚、特別賛助会員は、販売手数料の前年度実績を理事会承認後、次年度の会費に充当することが出来る。

また条件を満たす契約企業が、特別賛助会員を希望した場合においても、前年度実績を会費に充当することが出来る。

第6条（範囲）

前条の2号賛助会員の範囲は、正会員の属する園と雇用関係にある者及びその法人の役職員を対象とする。

但し、名簿の提出は要しない。

第7条（賛助会員に対する事業）

協会は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

1) 協会広報誌の提供（2号賛助会員を除く）

2) その他第1条の目的を達成するために必要な活動

第8条（賛助会員の事業活動範囲）

1) 賛助会員が会員園に対し事業活動を行う場合、事前に理事会の承認を得るものとする。

- 2) 賛助会員が広報誌等へ広告掲載等を希望する場合、優待価格で掲載することができる。(1、2号賛助会員を除く)

※ 協賛広告規約参照

第9条 (退会)

賛助会員が退会しようとするときは、本会事務局に届出るものとする。

但し、2号賛助会員の場合は、その園の正会員が退会した場合に、自動的に退会したのものとする。

退会時の年会費は、四半期に分け、退会日を基準として既に納めている差額分を返還するものとする。

第10条 (除籍)

協会は、次の各号の一に該当する賛助会員を除籍することができる。

- 1) 協会の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- 2) 会費の納入を3ヵ月以上怠った賛助会員
- 3) 故意又は重大な過失により、協会の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- 4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員
- 5) 第8条の規定に反した賛助会員
- 6) 第11条に該当する賛助会員

第11条 (反社会的勢力の排除)

賛助会員が以下に該当する場合には、相手方に対して催告することなく除籍することができる。

- 1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、関係者、その他反社会的勢力(以下、暴力団等)、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者である場合、又は、反社会的勢力であった場合
- 2) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合
- 3) 自ら又は第三者を利用して他方当事者に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合
- 4) 自ら又は第三者を利用して他方当事者の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合

- 5) 自ら又は第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合

第12条 (経過措置)

平成26年度4月1日以前に賛助会員で、契約企業の条件を満たしている企業が特別会員の申し出をした場合については、平成25年度の実績を第5条-6)を適用することが出来る。

第13条 (その他)

賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

第14条 (実施日)

当規約は平成26年4月1日より実施する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日より施行する。

平成21年(2009年)1月21日理事会にて一部改正。

平成21年(2009年)9月30日理事会にて一部改正。

平成22年(2010年)12月22日理事会にて一部改正。

平成23年(2011年)2月23日理事会にて一部改正。

平成23年(2011年)11月18日理事会にて一部改正。

平成25年(2013年)12月9日理事会にて一部改正。

平成26年(2014年)4月9日理事会にて一部改正。

令和3年(2021年)1月21日理事会にて一部改正。令和3年4月1日より施行。

以 上